

平成 19 年 10 月 3 日

銀行等による保険商品販売の規制について

有限責任中間法人 外国損害保険協会

平成 19 年 9 月 18 日開催の金融審議会金融分科会第二部会及び保険の基本問題に関する WG の合同会合で示された金融庁の見解に基本的に賛意を表すものであるが、現行の弊害防止措置をそのまま存置することは 販売できる保険商品の全面解禁をしても、これが銀行等による保険商品販売の本来の目的・意義を阻害することになるのではないかと懸念している。

本来、保険会社がその所属保険代理店を管理・監督する責務を持っていることは至極当然のことであり、それを行政庁や政治の世界を動かして反対して来たのは、どう考えても奇異な印象を免れない。

保険契約者保護は 保険業法による適切な規制が実施されており、保険代理店たる銀行と保険会社の関係が何か特殊なものとして扱われていることは筋違いではないか。

したがって、私共としては次の様な問題提起をして委員各位にご検討いただきたいと考える。

1. 問題提起

現行の弊害防止措置について、現状のまま存置することが適当かどうか、全面解禁を実施した後、その当否について期限を区切って検討することが必要である。

2. 検討の視点

(1) 非公開情報保護措置

- ✓ 投信等の保険以外の金融商品とは異なるルールを適用することで、銀行等が利用者に総合的な金融サービスを提供する妨げとなっているのではないか。
- ✓ 厳格な顧客同意を求めることにより、銀行等が預金情報等の顧客の資産に関する情報を利用して、顧客に最も適合するアドバイスを提供するための制約となっているのではないか。
- ✓ 銀行・証券のファイアーウォール規制については、保険分野を含めて検討することが適当である。

(2) 融資先販売規制

- ✓ 企業が、金融・国際業務に精通した取引銀行から中立的なリスクマネジメントサービスを受ける機会を制限している。
- ✓ 他に優越的地位を利用した募集の禁止、貸付申込み期間中の募集の禁止、融資担当者と保険募集担当者の分離等の措置が講じられており、過剰規制である。

(3) 子会社等を通じた融資先販売規制の潜脱行為の禁止

- ✓ 潜脱行為を禁止する目的でありながら、親会社である銀行等より厳格な規制となっており、過剰規制である。

以 上